令和元年関川村議会第5月(第3回)臨時会議会議録(第1号)

○議事日程

令和元年5月10日(金曜日) 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 平成30年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 5号 専決処分の報告について(関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例)
- 第 5 報告第 6号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第10 号))
- 第 6 議案第37号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第38号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第40号 財産の取得について (除雪ドーザ)
- 第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 発議案第1号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 平成30年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 5号 専決処分の報告について(関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例)
- 第 5 報告第 6号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第10 号))
- 第 6 議案第37号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第38号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第40号 財産の取得について (除雪ドーザ)
- 第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

第12 発議案第1号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員	(10名)										
1番	近		良	並	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万美	手夫	君	6番	髙	橋	忠	夫	君
7番	髙	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村			長	加	藤		弘	君
副	木	ţ	長	宮	島	克	己	君
教	育	î	長	佐	藤	修	_	君
総系	务政	策 課	是長	野	本		誠	君
住具	民税	務課	是長	渡	邉	浩	_	君
健原	表 福	祉課	是長	佐	藤	充	代	君
農	林	課	長	冨	樫	吉	栄	君
建	設	課	長	渡	邉	隆	久	君
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君
健月	€福 祉	上課参	拿事	佐	藤	恵	子	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 河内
 信幸

 主任
 石山洋介

午前10時00分 開 会

○議長(近 良平君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和元年関川村議会5月 臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を 許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(近 良平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、髙橋忠夫さん、7番、 髙橋正之さんを指名いたします。

日程第2、諸般の報告

○議長(近 良平君) 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成31年2月、3月分の例月出納検査の結果報告 書が提出されています。議員控室に保管していますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、報告第4号 平成30年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長(近 良平君) 日程第3、報告第4号 平成30年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額 の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) おはようございます。

本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。

最初にお諮りをいたします報告第4号は、平成30年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額についてでございます。

平成30年度予算のうち、令和元年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法施行令第146条2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させます。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) 平成30年度関川村一般会計繰越明許費繰越計算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、2款総務費、一般管理費216万円、これは会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、例 規整備の支援業務委託でございます。令和2年4月1日に法改正があり、施行されるわけでござい ますが、それに対応するための今後条例の整備を行います。そのための作業委託でございます。

それから、5款の農林水産業費、農業振興総務費300万円、これにつきましては、昨年度の国の 2月補正をもちましての補助事業でございます。2分の1の補助事業で、農業法人がコンバインを 購入するというものでございます。

それから、5款の農林水産業費の県営土地改良事業負担金でございます。これにつきましては、これも国の補正絡みでございますが、女川地区の補助整備の関係で村が負担する分でございます。 1億550万円でございます。

それから、7款の土木費、道路橋梁維持費、それから道路橋梁整備事業費でございます。これも 国の補正を受けまして、消雪パイプを更新する事業でございます。道路橋梁整備事業費として 2,300万円、それからそれに関連します舗装工事費といたしまして600万円でございます。

それから、9款の教育費でございます。施設整備費といたしまして、小学校費で3,050万円、中学校費で3,000万円、いずれも学校のエアコン整備の事業でございます。

以上です。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

- 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について (関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例)
- ○議長(近 良平君) 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について(関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第5号 関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 は、条例を引用しております関係法令の改正に伴いまして改正が必要になったものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条 第2項の規定により報告をするものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させます。

- ○議長(近 良平君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(佐藤充代君) 説明をさせていただきたいと思います。

村長が説明しましたように、条例が引用している災害

・ ・ に伴いまして、条ずれが生じましたために改正するものでございます。

以上です。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

- 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第10 号))
- ○議長(近 良平君) 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第10号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第6号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第10号)は、決算を見越 して必要な補正を行ったものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により、3月29日付 で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

詳細につきましては、所管の総務政策課長に説明させます。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) 平成30年度関川村一般会計補正予算(第10号)につきまして説明を させていただきます。

既定の予算総額から5,900万円を減額いたしまして、予算総額を48億7,890万円とするというものでございます。31年3月29日付の専決でございます。

内容につきましては、村長も説明いたしましたとおりでありますが、事業費の確定または実績に 基づく補正でございます。決算を迎えるに当たりまして最後の補正ということで、減額など精査を したものでございます。 なお、2点ほど説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

13ページの16款寄付金でございます。ふるさと応援指定寄付金820万円、ふるさと納税でございますが、歳入で一旦寄付金と受けまして、そして全額を歳出のほうで積み立てるという予算組みでございます。

なお、820万円というのは概算でございまして、概算というかほぼそのとおりなんですけれども、 先ほど額が決定したのでご報告させていただきますが、30年度は814万3,000円でございました。 814万3,000円、128件のご寄附をいただきました。昨年度と比べましては29件ふえまして、金額で も130万円ほどの増ということでございました。

それから、14ページ、お願いいたします。

17款の繰入金でございます。積立基金繰入金1節の財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正でマイナスの1億2,970万円とさせていただきました。それで何回か補正をしてきましたので、最終的にはこの財政調整基金は5,000万円の取り崩しということでお願いすることになります。よって、当初予算では2億7,970万円取り崩しての予算組みでございましたが、最終的には5,000万円の取り崩しということでございます。それで基金残高につきましては、昨年度末は7億900万円ほどございましたが、今回5,000万円取り崩しますので今現在は6億5,900万円ということになります。以上で説明とさせていただきます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 3番、小澤です。

今ほど総務政策課長の説明の中にありました、ふるさと応援指定寄付金が29件ふえたと。130万円、総額。これは、先ほど来村長のほうの説明をいただいていましたホームページを更新したりだとか、新しいところに立ち上げたりした影響が出ての増額という受けとめ方でよかったでしょうか。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 実際にホームページの改正は1月にありまして、1月から3月だけで見ますと、たしか前年が9件だったものが36件と4倍になっております。金額は1件大口の100万円というのがあったものですから、金額的にはふえなかったんですけれども、件数のふえているのはそういうものの影響もあろうかと思います。
- ○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。
- ○2番(伊藤敏哉君) 16ページお願いしたいんですけれども、説明があった箇所ではないんですが、 7の地域振興費の細説は14ですか。地域おこし協力隊の関係ですけれども、地域おこし協力隊報酬

で110万円減額となっております。昨年も1名やめられたということですが、その何月何日付だったのかということと、あと31年度にまたお二人予定されているということですけれども、その募集 状況等につきましてお願いいたします。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) まず、1点目のご質問で、何日付で退任されるかということにつきましては、今ちょっと資料を私持ち合わせございませんで、後ほどお答えとさせていただきたいと思います。

それから、新規の2名の募集につきましては、今調整中でございまして、受け口と、それからホームページ等で募集をし、あるいは東京のほうの新潟県の出先とか、そういうことを活用いたしまして募集いたしますけれども、それは今まさに調整中ということでお願いしたいと思います。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

日程第6、議案第37号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第6、議案第37号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第37号は、関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国の働き方改革を受けまして、時間外勤務を適正に管理をするため国、県の制度に倣い改正をするものでございます。

詳しくは総務政策課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) このたびの条例の一部改正でございますけれども、正規の勤務時間 以外の時間における勤務ということで、つまり時間外勤務の関係でございますけれども、条文にご ざいますとおり、必要な事項は規則で定めるということでございまして、規則に委任するという条 例でございます。

なお、その規則では、時間外勤務を命じる際には職員の健康に配慮すること、あるいは時間外勤務の上限を定めるということとなります。上限につきましては、一月については45時間、1年については360時間、これを基本とするというような規定となります。

以上でございます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第38号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第7、議案第38号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題と します。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第38号は、関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。 これは、消費税率10%への引き上げにあわせて公費を投入し、低所得者の保険料のさらなる軽減 を図るものでございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の関係 法令が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

詳細は、健康福祉課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、説明をさせていただきたいと思います。

本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源としまして、所得の少ない第 1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されるものでございます。

説明資料を配付させていただきましたので、資料をごらんになっていただきたいと思います。

条例第2条に平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率が規定されてございます。 第1号の被保険者の所得に応じまして、一番左側の列になりますが、第1段階から第9段階まで所 得に応じて保険料の額が規定されております。

基準となるのは第5段階が基準になっておりますが、真ん中辺の料率の列をごらんになっていた だきたいと思います。

軽減前は第5段階、この第5段階を1としました場合、第1段階、軽減前0.5ということで50% の率になってございます。それが今現在30年度は0.45に軽減されておりますが、改正によりまして 0.375まで引き下げられます。これによりまして、保険料でいいますと現行3万7,800円のところ、改正後は3万1,500円に軽減されるものでございます。

同じように第2段階、第3段階が、改正後の率としまして第2段階は0.625、保険料では5万2,500円、第3段階は改正後0.725、改正後は6万900円というふうに改正されるものでございます。この保険料の軽減分につきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰出金で賄われます。一般会計は国、県からそれぞれ国2分の1、県4分の1、村負担が4分の1という割合で負担をするものでございます。

今回、この改正後の保険料の軽減に伴いまして生じる軽減額につきましては、軽減見込み額としまして、一番下のほうに書いてございますけれども、580万円ほどになります。対象者数の見込みは700人程度となる見込みです。

今回のこの軽減率、軽減額につきましては、10月以降の消費税率の引き上げが財源になっておりますので、令和2年度以降完全実施における軽減幅の半分の水準の引き下げというふうになってございます。

以上です。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 3番、小澤です。お願いします。

今ほど説明、最後のほうにありました軽減見込み額585万2,000円の額は、村の4分の1の額なんでしょうか。全体の数字でしょうか。

- ○議長(近 良平君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(佐藤充代君) 580万円は全体の額です。これを村は4分の1負担するということになります。
- ○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)

○議長(近 良平君) 日程第8、議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)を議 題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)は、消費税増税 の緩和策として行われますプレミアム商品券助成事業や、わかぶな高原スキー場の電気料を支払う ためなどの増額補正でございます。

スキー場の電気料につきましては、今シーズンの営業状況が芳しくなく、一部に未払いが生じている状況でございまして、2月分、3月分の電気料もその一つでございます。本来ですと、株式会社わかぶな高原が支払うべきではありますが、電気の契約は関川村長となっておりますので、支払い義務は村にございます。そうしたことから補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) それでは、令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。

既定の予算総額にそれぞれ430万円を追加いたしまして、予算総額44億8,230万円とするという予算でございます。

初めに、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページ、歳入でございます。

今回のこの430万円の財源といたしましては、まず一つが国からの補助金69万5,000円、残りは繰越金を充てまして360万5,000円でございます。

歳出でございますが、8ページでございます。

まず、2款総務費7目の地域振興費でございます。むらづくり総合推進事業費補助金10万5,000 円、これは高田集落で子供の大輪を作成するということでございまして、むらづくり総合推進事業 の補助要綱に基づきまして、2分の1を補助するというものでございます。

3 款民生費 1 目社会福祉総務費でございます。プレミアム商品券の助成事業費ということで、システム改修に14万8,000円、システムの使用料に54万7,000円でございます。これにつきましては、10月の消費増税に基づきます緩和策として国が行う措置でございます。実際に商品券を販売する前に、対象者、低所得者や子育て世帯、そういうものを抽出するといったような前段の作業に係る経費でございます。なお、財源といたしましては、全額国の補助金で賄うというものでございます。

それから、次のページ、9ページをお願いいたします。

まず初めに、下のほう、7款の土木費、河川総務費でございます。修繕料として100万円、これは大石地内の大石ダムに上る坂の途中に山田沢というのがありまして、そこが4月早々に河川洗掘でありまして、もう既に修繕をいたしました。99万3,600円ほどかかりまして、ほぼ当初予算を使ってしまいましたので、今後に備えまして100万円を補正願いたいというものでございます。

それから、1つ飛ばしましたその上、6款の商工労働費でございます。光熱費250万円につきまして、少し説明をさせていただきます。

村長からも説明ございましたけれども、スキー場の電気料の関係でございまして、冬場12月から4月につきましては、スキー場の運営に要する費用ということで株式会社わかぶな高原で支払っております。しかしながら、今シーズンの2月、3月が未払いということでございまして、契約者の村宛てに東北電力から請求が参りました。合わせて350万円ほどでございます。このまま放っておきますと年10%の延滞金が発生いたしますので、取り急ぎ今年度の既設予算にて支払いを済ませたところでございます。

3月末でスキー場は今シーズン営業を終了いたしましたけれども、リフトの撤去作業がありまして、4月も電気を使っております。4月分は80万円を見込んでおります。2月から4月分、合計いたしますと430万円ほどになります。つきましては、スキー場の電気料金、観光施設の光熱費として今年度予算に当初予算から計上されておりました分では不足ということで、今回250万円の補正をお願いしたいというものでございます。

なお、この電気料金につきましては、施設の高圧の分でございまして、スキー場には100ボルトの家庭用も引っ張ってあるんですけれども、その分はここには含まれておりませんので、補足とさせていただきます。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第39号 令和元年度関川村一般会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

今、スキー場の電気料金について総務政策課長のほうから説明がありました。スキー場の電気料金につきましては、ある程度村が支払いをするということは一応理解させてもらいましたけれども、そのほかに今後スキー場の赤字補塡のために村がかかわることがあるのか、村長に聞きたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) わかぶな高原スキー場の問題につきましては、3月の定例会のときにも菅原 修議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、さまざまな課題が残っております。現在のところそうした課題につきましての、打開策が見出せない状況でありまして、今後その展望が明らかではない中で、株式会社わかぶな高原への赤字補塡などの補助金の支出、あるいは設備更新のための新たな設備投資ということは今現在考えておらないところでございます。したがいまして現状のまま推移をしますと、残念ながら来シーズンのスキー場オープンというのは大変難しい形になってくるのかなと思っています。

なお、スキー場を経営したいというような企業が県外、県内を問わずありましたら、私としては、 村としましては前向きにその対応を図っていきたいと考えているところでございます。

- ○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。
- ○2番(伊藤敏哉君) 今の関連ですけれども、先ほど総務政策課長の説明で総額430万円で今回補 正額は250万円ですが、当初予算で180万円あるので、その不足分を今回の補正でということで理解 でよろしいでしょうか。

それから、もう一点は、確認なんですけれども、これは貸し付けではなく補助、補助といいます か村が支出して会社からの負担は求めないという理解でよろしいですか。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) 1点目のご質問ですが、そのとおりでございまして、180万円につきましては当初予算で192万円の予算組みがございましたので、それで対応ということでございます。

2点目の負担を求めないのかということに関しましては、それもそのとおりでございまして、負担を求める予定はございません。

- ○議長(近 良平君) 9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

今、電気料金のお話が出ていますけれども、これ以外にまだアルバイト料とか、それからスキー場へいろいろな品物を納めている納入業者の未払いがあるという話も耳に入っております。村としてはその辺の対応はどう考えていますか。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) わかぶな高原にかかわる未払いの対応ということでございますけれども、未 払いにつきましては基本的には一企業としてそれぞれ民間対民間の取引でございますから、そうい う形の中で対応すべきものと考えておりまして、それにつきまして行政が補塡をするということは 現実的には難しいことと考えております。

しかし、村内の事業者にも影響を及ぼすことでありますから、先般、スキー場の取引のある県内 事業者の中で未払いがあるげな情報のある方々にお集まりをいただきまして、その実態をお聞きし たところでございます。皆さんからは、私のほうからまずこれまでのわかぶな高原に係る経緯の話 もいたしまして、その後、行政で何かできることがあればということでのお話をさせていただきま した。集まった方々からは、未払いについての対応あるいは行政の支援というような話より、この わかぶなスキー場が冬の大きな事業となっているので、経営者がどうなろうがともかくスキー場は やっぱり存続をしてほしいという意見と、もしスキー場が無理であれば、やっぱり大きな核ですか らそれにかかわる何らかのものを村のほうで考える必要があるだろうというようなお話をいただい たところでございます。今回の未払いの債権の取り扱いについて、行政のほうで求めるというよう な意見は特にございませんでした。

あと、従業員やアルバイトの給与の未払いが一部生じているということもお聞きしておりますけれども、その皆さん方にはわかぶな高原のほうから状況説明の文書が出ているというようなことはお聞きしておりますけれども、それ以上の情報は私としては持ち合わせておりません。

以上でございます。

- ○議長(近 良平君) 3番、小澤さん。
- ○3番(小澤 仁君) 先ほどの伊藤議員の質問に関連しての今回補正で上がっている電気料の支払い、村が請求されているわけですから、延滞金がつくということで早々に支払うというのは理解できるんですが、わかぶな高原スキー場に対しての請求をしないというところの根拠を教えていただきたい。
- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 事実上請求できないという意味合いでして、法的にそこをどういう形で持つ かというものについては、多分契約状況もないと思います。回収ができれば当然今までのルールど

おり回収をすべきが当然ですけれども、もう既に2,000万円の貸付金がある中で、それをあえて債権として調停をして取るという形は難しいだろうなという判断で、そういう処理をしたいということでございます。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されま した。

日程第9、議案第40号 財産の取得について (除雪ドーザ)

- ○議長(近 良平君) 日程第9、議案第40号 財産の取得についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。村長。
- ○村長(加藤 弘君) 議案第40号は、財産の取得についての議案であります。今年度予算に計上しております除雪機械の更新について、早期に発注する必要があるため、このたび入札を執行いたしました。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) 財産の取得でございます。

今回は、除雪ドーザ14トン級車輪式2台でございます。

契約金額が3,663万円でございます。

入札につきましては、指名競争で去る4月25日に執行しております。

指名した4社のうち1社が辞退いたしまして、3社による競争でございました。落札業者は合資会社坂町重機工業でございまして、予定価格に対する落札率は90.0%でございました。

以上であります。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

質疑、討論、採決に入ります。

議案第40号 財産の取得について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(近 良平君) 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。現在、村には法 務大臣から人権擁護委員に委嘱をされております方が2名おいでですが、新たにお一人を追加する ものでございます。

今回、本人から同意をいただきました鈴木精一郎さんについて、法務大臣に推薦をいたしたく、 法務局への推薦期限が5月31日ということで、今回、議会のご意見を求めるものでございます。

任期は令和元年10月1日から3年間であります。

鈴木精一郎さんの略歴を資料としてつけてありますので、ごらんをいただきたいと存じます。 どうぞよろしくお願いいたします。 ○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決を行います。

諮問第1号について質疑を許します。

質疑ありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

今、村長の説明で、人権擁護委員、関川村で今現在2人いると。そのほかにもう一人、この鈴木 さんを推薦するという話だけれども、これは3人になるわけですか、関川村。

- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) そのとおりでございます。3人になります。
- ○議長(近 良平君) 9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) もう一つ、この鈴木さんの年齢、教えていただけますか。
- ○議長(近 良平君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野本 誠君) 今、正確な年齢がちょっとわからないんですけれども、学校を退職 されまして間もなくということでございますので、60ちょっとだということで認識はしてございま した。
- ○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案について、適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、諮問1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについては、適任とすることに決定しました。

日程第11、発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第11、発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正す る条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、小澤仁さん。

○3番(小澤 仁君)

発委案第4号

関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条第6項及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出 いたします。

令和元年5月10日

提出者 関川村議会運営委員会 委員長 小澤 仁

関川村議会議長 近 良 平 様

別表をごらんください。

関川村議会の会期等に関する条例を次のように改正する。

改正前が「週の始まりは、日曜日とする」となっておるんですが、週の始まりは日曜日とするという文言であると、誤解、ちょっと理解しにくいところがあるものですから、改正後の「月の始まりの日が属する週を第1週とする」というふうに改正をしたいものであります。第1週の定義を明確にしてこれを防ぐものです。

以上です。

○議長(近 良平君) これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、発委案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議案第1号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第12、発議案第1号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部 を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、平田 広さん。

○10番(平田 広君)

発議案第1号

関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。

令和元年5月10日

提出者 関川村議会議員 平 田 広
賛成者 関川村議会議員 伝 信 男 同 同 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

提案理由の説明を申し上げます。

政務活動費は議員の調査研究にするための経費の一部として交付されています。現在、毎年年度 初めに前払いで一括交付されている政務活動費について、年度末及び任期満了後の清算払いとする ことにより一層の使途の透明性を図ることを目的として改正するものであります。

以上です。

○議長(近 良平君) これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- ○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時44分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議員

議員